

公益財団法人福岡県建設技術情報センターの講習会等助成応募要領

1 応募方法

(1) 応募手続き

助成事業を応募される方は、所定の様式の交付申請書に必要事項を記載し、公益財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）に直接又は郵送により提出してください。（様式1）

なお、提出していただいた応募書及び添付書類等については、事業選定の採否に関わらず返却しませんのであらかじめご了承ください。

(2) 応募の数

応募数は、1回の募集につき1個人及び1団体あたり1件とします。

(3) 応募に要する費用

応募書の作成をはじめ、応募等に必要となる費用はすべて応募者の負担とします。

(4) 応募資格

福岡県に基盤を有する大学、高等専門学校等の教育機関に所属する研究者個人、又は研究者個人が所属する非営利法人とします。

ただし、センターと直接に利害関係にあるものは対象外とします。

(5) 助成対象

国や県が後援する講習会、研修会、セミナー及びシンポジウム等とします。

申請時に後援承諾書（許可書）の写しを提出下さい。間に合わない場合は後援申請書等で確認しますが、上記書類が整い次第速やかに提出して下さい。

(6) 募集期間

第1期 1月15日から2月15日（4月～9月実施予定のもの）

第2期 7月15日から8月15日（10月～3月実施予定のもの）

ただし、締め切り日が土・日・祝日に重なる場合は、締め切り日を直前の平日とします。

2 助成の内容

助成額は助成事業1件につき、25万円を上限とします。

助成対象経費は、講習会開催会場費・講師への謝金・講師への旅費・テキスト作成費です。

助成申請額はセンターの規程に基づき計算した金額を助成上限額として決定します。

3 助成事業の選定

応募書に記された事業内容に基づき、概ね次の各号のいずれにも該当するかどうかを審査します。

- (1) 建設事業に関わる人材育成又は専門的知識・技能の普及に寄与するものであること
- (2) 参加者から参加費を徴収しないもの。徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの
- (3) 不当な参加資格を設けていないもの、又は参加を希望する者に門戸を開いていること。

なお、応募者多数の場合は、上記内容に該当する場合でも助成の対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 審査結果の通知

審査結果は、センターから選定の採否及び助成額を記した書面で通知します。
(様式 4、様式 4-1)

5 助成金の支払い

助成金の支払いは、決定された助成交付額を上限とし、「額の確定」後に
(様式 10) 事業実施者の請求に基づき、提出された費用の領収書等の実績確認により精算(完成)払いを原則とします。(様式 8、様式 9)

6 帳簿等の整理

事業実施者は、助成事業に関する帳簿を準備し、他の経理と区分した記載を行い、助成金の収支額について、用途を明らかにした整理を行ってください。

7 実績報告

- (1) 事業実施者は、助成事業の実施後 30 日以内に、「助成事業実績報告書」をセンター理事長に提出してください。(様式 5、様式 6、様式 7)
- (2) 助成事業実績報告には、国や県の後援を受けたことを明らかにする書類、事業内容、活動成果、状況写真、収支計算書及び領収書等を添付してください。

8 その他

助成対象者は、講習会等開催時に、センターより助成を受けていることを明記してください。